

所沢市 EV 車両利用調査 募集要項

背景・目的

所沢市では、「マチごとエコタウン所沢構想」の実現に向け、環境に配慮したまちづくりのための取り組みを行っています。

その一環として、所沢市において次世代自動車の普及を推進し、交通の低炭素化を図るため、その実用性から今後期待される電気自動車（以下「EV」といいます。）について、市民や市内事業者等を対象とした EV 利用のモニター調査を実施いたします。本調査は、所沢市の委託先であるパシフィックコンサルタンツ株式会社が行います。生活や事業等のなかで EV を使用する機会を提供するとともに、様々な利用形態ごとの走行データ等を取得・検証し、EV 普及に係る課題や車両特性を活かした方策等を抽出し、市域への次世代自動車の普及に向けた一助といたします。

つきましては、下記の通り、モニターを募集いたします。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. EV 車両利用調査の概要

- ・本モニター調査の実施期間は、平成 29 年 7 月から平成 30 年 1 月末までです。モニターには、当該実施期間又は当該実施期間内の一定期間において、モニターとしてご協力いただきます（協力期間は、下記表 1 及び表 2 をご確認ください）。
- ・本モニター調査では、モニターに EV を無償で貸し出し、表 1 に記載の 4 区分の用途でご活用いただきます。
- ・モニター及び運転者には、モニター車両の貸し渡し前、協力期間中及び返却後に、アンケート等へご協力いただきます。
- ・モニターが使用した EV の走行データ（走行距離、走行経路、位置情報、充電履歴、電力消費量など）は、日産自動車株式会社により収集され、所沢市へ提供されるとともに、所沢市より委託先であるパシフィックコンサルタンツ株式会社へと貸与され、個人を特定しない範囲で集計・分析されます。

【表 1.モニター区分及び概要】

モニター区分	対象者	用途	期間 ※1	募集総数
①市民モニター	個人	通勤、買物、送迎等の平日の日常移動や休日のレジャー等 ※2	2 か月間程度	12
②事業用車両モニター	法人	業務での移動等 ※3	3 か月間程度	4
③共同利用モニター (通勤等)	法人	従業員・職員の鉄道駅～勤務先間等の移動等	6 か月間程度	1
④共同利用モニター (買い物支援等)	法人	所沢市内の移動不便地域での移動等	6 か月間程度	1

※1 「①市民モニター」及び「②事業用車両モニター」のモニター協力期間及び協力期間毎

の募集モニター数の詳細は表 2 のとおりです。

※2 モニター協力期間中、保有車両（ガソリン車もしくはハイブリッド車）がある場合は、保有車両の代わりにモニター車両を使用していただくことを想定しています。

※3 既に保有されている業務用車両と同様に使用していただくこと、EV 搭載の給電機能を活用していただくこと等を想定しています。

【表 2.協力期間詳細】

モニター区分	協力期間の目安	期間あたり募集数
①市民モニター	一期：平成 29 年 7 月下旬～平成 29 年 9 月下旬	4
	二期：平成 29 年 10 月上旬～平成 29 年 11 月下旬	4
	三期：平成 29 年 12 月上旬～平成 30 年 1 月下旬	4
②事業用車両モニター	一期：平成 29 年 7 月下旬～平成 29 年 10 月下旬	2
	二期：平成 29 年 11 月上旬～平成 30 年 1 月下旬	2

2. 貸与車両の種類等について

- ・モニター調査にあたって貸与する車両は、別紙 2「貸与車両の概要」をご確認ください。
- ・貸与車両数は、「①市民モニター」、「②事業用車両モニター」及び「④共同利用モニター（買い物支援等）」については各モニターに対し 1 台、「③共同利用モニター（通勤等）」については 2 台です。

3. モニター調査実施の流れについて

- ・モニター調査への参加申込から実施までの流れは次のとおりです。
 - 1) モニター申込
 - 2) モニター選考
 - 3) モニター候補者へのご連絡
 - 4) ご本人確認等（証明書類の提示や駐車場の確認等）
（希望者のみ）充電器設置可否の現地確認、充電器設置見積作成、充電器設置手続き
 - 5) モニター決定
 - 6) 「所沢市 EV 車両利用調査車両利用貸渡約款」への誓約書面のご提出及びモニター車両の貸し渡し
 - 7) モニター協力実施
 - 8) モニター車両のご返却
- ※モニター車両の貸し渡し前、協力期間中及び返却時にモニター調査に関するアンケート等を実施

4. 申込条件について

- ・①普通自動車一種運転免許（AT 限定可）を保有し、運転歴を 1 年以上有する個人又は当該個人を EV の運転者とする法人であり、②所沢市内に在住の個人、あるいは所在する法人又は団体であって、③別紙 3「申込条件」に記載の条件を満たす方が申込対象となります。

5. 充電について

1) 充電カードの貸与について

- ・モニター協力期間中、モニターに対し、全国の日産販売店舗の急速充電器、普通充電器及び合同会社日本充電サービス（NCS）の急速充電器を無償でご使用いただける充電カードを貸与いたします。
- ・充電カードは再発行いたしませんので、ご注意ください。
- ・充電カードの利用条件の詳細については、「別紙 1 所沢市 EV 車両利用調査車両利用貸渡約款 第 13 条」をご確認ください。
- ・各モニターに対する充電カードの貸与枚数は、モニター車両 1 台に対し、1 枚です。

2) 充電設備の設置について

- ・「①市民モニター」及び「②事業用車両モニター」で、本モニター協力のために充電設備を設置される場合、希望者に対し、設置費用（設置工事費、設備本体代を含む）の補助を行います。
- ・当該補助の対象は、車両 1 台につき充電設備 1 基までとし、補助金額上限は 10 万円（税込）とします。
- ・電気工事業者との契約等、充電設備設置のために必要な手続については、モニター各自でご対応ください。なお、電気工事業者は市が指定します。
- ・設置場所の状況により、①充電設備の設置ができない場合や、②電気設備の増設や契約電力容量の変更費用をご負担いただかなければならない場合もありますので、ご注意ください。
- ・自宅が集合住宅等で、充電設備設置工事のための関係者調整が必要な場合はモニター各自でご対応ください。
- ・設置した充電設備によるモニター車両への充電費用は、モニターのご負担となります。
- ・モニター協力期間終了後、充電設備撤去等の原状回復についての対応は致しかねますので、予めご了承ください。

6. 費用について

モニター協力によって発生する可能性がある費用及びその負担者は、次のとおりです。

1) モニターのご負担とならない費用

- ・EVの貸出の費用
- ・本モニター協力の目的で利用した充電カードによる充電費用

2) モニターのご負担となる費用

- ・貸与した充電カードの利用以外の方法で行った充電費用
- ・本モニター協力のために設置したものであるか否かにかかわらず、自宅又は事務所等に設置した充電設備による充電費用や電気代
- ・モニター車両の洗車費等、日常の車両保管・維持に要する費用
- ・駐車場料金、高速・有料道路利用料金等

3) 補助対象の費用

- ・「①市民モニター」及び「②事業用車両モニター」について、本モニター協力のために充電設備を設置するための費用
ただし、「5. 充電について」の「2) 充電設備の設置について」に記載のとおり、補助金額の上限等の条件がありますので、ご注意ください。
- ・「①市民モニター」について、以下のいずれかの目的のために要する駐車場料金
 - 既に保有されている私有車の保管
 - 自宅に車両駐車スペースがない場合のモニター車両の保管ただし、駐車場料金の補助金額は、上限2万円（モニター協力期間中、1ヶ月につき1万円）となります。

7. 主な禁止行為

- ・モニター車両内での喫煙
- ・モニター車両の売買・譲渡・貸与・担保差入等
- ・モニター車両の改造・分解等
- ・モニター車両の取り扱いにおける法令等の違反行為
- ・モニター車両以外での充電カードの使用等、本モニター調査実施の目的以外の充電カードの使用
- ・モニター車両のペットの同乗。ただし、ケージ等に入れる場合は可とする。

8. その他留意点

- ・モニター車両は、モニターの責任において保管をお願いいたします。
- ・モニターが既に保有されている私有車についても所有者の責任において保管をお願いいたします。
- ・不測の事態により、車両が利用できなくなった場合は、それ以降の期間に選定されていたモニターは車両を利用することができなくなります。この場合の補償等はありませんので、ご注意ください。
- ・道路交通法をはじめ法令等の遵守をお願いいたします。万一、法令等の違反が発生した場合は、モニターの自己責任でご対応いただきます。

9. 申込方法

1) 申込期間

平成 29 年 6 月 12 日(月)から申込受付を開始し、申込締切日はモニター区分や協力期間に応じて、下記表 3 の通りとします。

【表 3.モニター区分及び申込締切日】

モニター区分	申込締切日
①市民モニター	一期：平成 29 年 6 月 30 日(金)
	二期：平成 29 年 8 月 31 日(木)
	三期：平成 29 年 10 月 31 日(火)
②事業用車両モニター	一期：平成 29 年 6 月 30 日(金)
	二期：平成 29 年 9 月 30 日(土)
③共同利用モニター(通勤等)	平成 29 年 6 月 30 日(金)
④共同利用モニター(買い物支援等)	平成 29 年 6 月 30 日(金)

※上記の期日以内に所沢市 EV モニター調査事務局（11.お問い合わせ先 参照）へ必着

2) 申込方法

＜Web からの申込み＞

下記 URL にアクセスいただき、参加申し込みフォームからお申し込みください。

<http://tokorozawa-eco.com>



（左記の QR コードからも申込 WEB サイトにアクセスできます）

＜メール、FAX での申込み＞

上記 URL から参加申込書をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上メール又は FAX にてお送りください。

10. モニターの選考及び結果通知について

- ・モニターは、申込条件に合致すること、及び参加申込書にご記入いただいた所有する車両の使用目的や使用頻度、モニター車両の活用予定等を踏まえて選考し、選考通過者が多数の場合は抽選とさせていただきます。
- ・モニター選考の結果の通知については、モニター候補者へのご連絡をもって代えさせていただきます。
- ・各申込締切後、2～3 週間以内にモニター候補者のみ結果の通知を行わせていただきます。

※選考内容に関するお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。

11. お問い合わせ先

○申込・モニター調査に関する問い合わせ（平日 9:30～17:30）

所沢市 EV モニター調査事務局（市の委託先）

パシフィックコンサルタンツ株式会社 交通政策部

担当：栗栖^{くりす}・谷浦^{たにうら}

TEL：0120-068-226 FAX：03-3296-0529

E-mail：EVmonitor_Tokorozawa@tk.pacific.co.jp

※いただいた個人情報は当調査以外の目的には使用いたしません。

○「マチごとエコタウン所沢構想」の事業全体に関する問い合わせ（平日 9:00～17:00）

所沢市環境クリーン部環境政策課

担当：矢沢^{やざわ}・大館^{おおだち}

TEL：04-2998-9133 FAX：04-2998-9394

E-mail：a9133@city.tokorozawa.lg.jp